

【調査要綱】

1. 調査対象

2015年3月末現在において、東京、名古屋、福岡、札幌の4証券取引所に上場していた内国上場会社（3,595社）のうち、当該4取引所への新規上場日以降2015年3月31日までに決算期末日が到来していないため、上場後の株主の状況を把握することができない会社等（30社）を除く3,565社の2014年度（2014.4.1～2015.3.31）中に到来した最終決算期末現在の上場普通株式。

2. データの取得方法

各調査対象上場会社の株主名簿管理人（信託銀行等の証券事務代行機関）が、株主名簿の記載に従って、それぞれ担当している会社のデータを本決算期ごとに集約し、当該データを調査対象上場会社を経由せずに、電子媒体を使って直接提出を受けることで取得している。

3. 調査内容の概要

（1）調査データの内容

各調査対象上場会社の株主について、株主名簿の記載に基づいて以下の所有者（投資家）属性に区分し、その株主数及び持株数を単元数ベースにて調査する。

また、当該データを元に、市場全体の所有者別株主数の状況や所有者別株式数を市場価格で換算した投資部門別保有金額・保有比率等の各種データについて集計を行う（注）。

①政府・地方公共団体：国・都道府県・市町村

②金融機関：金融機関の内訳は下記のとおり

○都銀・地銀等：銀行法及び長期信用銀行法に規定する国内普通銀行

（ただし、2006年度調査より長期信用銀行法に規定する国内普通銀行は無くなった）

○信託銀行：社団法人信託協会加盟の信託銀行

○投資信託：投信法（「投資信託及び投資法人に関する法律」）に規定する委託者の信託財産であって、信託業務を営む銀行を名義人（受託者）とするもの

○年金信託：厚生年金保険法に規定する厚生年金基金及び確定給付企業年金法・確定拠出年金法に規定する企業年金のうち、信託業務を営む銀行を名義人（受託者）とするもの（ただし、公的年金の運用分は含まない）

○生命保険会社：保険業法に規定する生命保険会社

○損害保険会社：保険業法に規定する損害保険会社

○その他の金融機関：上記以外の金融機関。具体的には、信用金庫、信用組合、農林系金融機関、各種共済、政府系金融機関等

③証券会社：金融商品取引法に規定する金融商品取引業者たる証券会社

④事業法人等：②及び③以外の法人格を有するすべての国内法人

⑤外国法人等：外国の法律に基づき設立された法人、外国の政府・地方公共団体及び法人格を有しない団体、並びに居住の内外を問わず日本以外の国籍を有する個人

⑥個人・その他：居住の内外を問わず日本国籍の個人及び国内の法人格を有しない団体

（注） 本調査では「単元数ベース」と「市場価格ベース」という2通りの分析手法でデータを算出しているが、利用者の混乱を避けることを主な目的として、「事業法人等」、「外国法人等」、「個人・その他」といった株主の属性別の区分を、単元数ベースの調査資料においては「所有者別」、市場価格ベースの調査資料においては「投資部門別」と、同一の区分でありながら異なった表現を用いている。また、各区分の持分の割合についても同様に、単元数ベースでは「持株比率」、市場価格ベースでは「保有比率」と使い分けている。

(2) 株主数及び単元数の集計時点並びに株主数の計算方法

本調査で使用している株主数及び単元数は、各調査対象会社の2014年度(2014.4.1～2015.3.31)中に到来した最終決算期末現在の株主名簿に基づき算出した数値である。

また、株主数については、上場会社間の名寄せを行うことができないため、全社ベースの集計値の算出にあたっては、各上場会社の株主数を単純に合算した「延べ人数」を用いている。そのため、1人で10銘柄保有している株主は、全社ベースの集計値において10名の株主としてカウントしている。

(3) 投資部門別株式保有金額及び株式保有比率の計算方法

以下の①～④の手順で計算する。

- ① 各株主名簿管理人から取得したデータに基き、調査対象上場会社ごとに決算期末現在の単元数ベースでの持株比率を算出する。
- ② 調査対象上場会社ごとに算出した2015年3月末現在の時価総額（株価×上場株式数）に、①で算出した単元数ベースでの持株比率を乗じることで、個別会社にかかる2015年3月末現在の投資部門ごとの株式保有金額を算出する。
- ③ ②で算出した各社の投資部門ごとの株式保有金額について、調査対象全社分の合算を行い、全社の投資部門別株式保有金額を算出する。
- ④ ③で算出した全社の投資部門別株式保有金額を、全社の時価総額で除することで市場全体の投資部門別株式保有比率を算出する。

なお、上記②に記載のとおり、2015年3月末現在の個別会社の投資部門別株式保有金額の計算において使用している時価総額は、各調査対象会社にかかる2015年3月末時点の株価に基づいているが、持株比率については、それぞれの会社の調査対象となる決算期末時点のデータしか取得できなかったため、調査対象となる決算期が2015年3月末以外の会社については、2015年3月末においても、調査対象の決算期末現在と同様の比率であったとみなして計算を行っている。